

## 新旧対照表

修正日	頁	新	旧	備考
2026.2.17	4	<p>6. 収入</p> <p>補助事業の遂行により収入（補助金を前払した場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払い代等を含む。）を生じた場合は、その分を当該年度の補助対象経費に充当します。</p>	<p>6. 収入</p> <p>補助事業の遂行により収入（補助金を前払した場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払い代等を含む。）を生じた場合は、その分を当該年度の当該補助事業に充当します。</p>	記載誤り
2026.2.17	7-8	<p>⑭ 備品購入費            （パソコンやタブレット等や展示ケース等、汎用性の高いもの）<u>（博物館収蔵資料のデジタルアーカイブ作成等の事業の実施に不可欠であると認められるものであって、当該事業のみで使用することが明確な備品については除く。）</u>※一式の委託費、請負費の中においても同様とする。</p>	<p>⑭ 備品購入費            （パソコンやタブレット等や展示ケース等、汎用性の高いもの）※一式の委託費、請負費の中においても同様とする。</p>	例外について追記

そのほか誤字脱字について微修正（2026. 2. 17）